

## 第三者提供

以下の事項について、必ずしもご本人の明確な同意がなくても、包括的な同意が得られているものとして扱ってよいと厚労省のガイドラインに定められています。よって、当組合はご本人の申請に基づかずに事業主を経由したうえ、支給を行います。また、当組合より送付する場合は、家族まとめて行います。

ご同意いただけない方につきましては、当組合までご連絡下さい。

- 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
- 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
- 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。